

## 令和4年 第9回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

1. 開催日時 令和4年9月12日 午前9時00分～
2. 開催場所 上富田町役場 大会議室（2階）
3. 出席委員 （7名）

2番 小倉 紳示	3番 森 隆	4番 田上 彰伸
5番 出羽 郁子	6番 田中 允雄	7番 山本 哲也
8番 山本 善吾		
4. 欠席委員 （1名）

1番 前地 孝俊
----------
5. 議事日程
6. 報告 第1号 農地使用貸借の合意解約通知について  
議案 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
議案 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7. 農業委員会事務局職員 局長 吉田 忠弘 農地主事 大橋 一輝
8. 議事内容 次のとおり

開会 議長	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和4年第9回上富田町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、1番 前地 孝俊委員より欠席届が出ております。</p> <p>定足数に達していますのでこれより会議を開催します。</p> <p>会期はただいまより午後5時00分までと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
全員	「異議なし。」
議長	<p>ご異議なしとのことでございます。</p> <p>会期はただ今より午後5時00分までとさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員さんは、5番 出羽 郁子 農政班長 6番 田中 允雄 農地班長 よろしくお願い致します。</p>
議長	それでは、議事日程に従って進めてまいりたいと思います。
議長	報告第1号「農地使用貸借の合意解約通知について」事務局より説明願います。
事務局	<p>報告第1号「農地使用貸借の合意解約通知について」</p> <p>下記の届出により農地使用貸借に伴う合意解約通知があったので報告する。</p> <p>令和4年9月12日提出 上富田町農業委員会会長 山本 善吾</p> <p>番号1</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。</p> <p>地目 登記簿、現況ともに「田」です。</p> <p>農振区分 農用内です。</p> <p>面積 750㎡です。</p> <p>貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。</p> <p>借受人 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1です。</p> <p>解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はすべて令和4年8月15日です。</p> <p>備考欄 水稻です。</p> <p>番号2</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。</p> <p>地目 登記簿は「山林」現況は「畑」です。</p> <p>農振区分 農用内です。</p> <p>面積 21,656㎡のうち153.49㎡です。</p>

貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。  
借受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。  
解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はすべて令和4年7月22日です。  
備考欄 梅です。  
以上です。

議長 それでは、報告第1号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

全員 (「異議なし。」の声あり。)

議長 「異議なし。」とのことですので、報告どおりといたします。  
続いて、報告第1号番号2について、ご意見ご質疑ございませんか。

全員 (「異議なし。」の声あり。)

議長 「異議なし。」とのことですので、報告どおりといたします。

議長 続いて、議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」事務局より説明願います。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年9月12日提出 上富田町農業委員会会長 山本善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外8筆です。

地目 登記簿は「畑」および「田」および、他です。

農振区分 農用内および農用外です。

合計面積 3,047㎡です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 畑です。

期間 1年間です

備考欄 果樹です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

面積 635 m<sup>2</sup>です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○都○○区○○丁目○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 1年間です

備考欄 水稻です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

面積 814 m<sup>2</sup>です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○都○○市○○丁目○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 1年間です

備考欄 水稻です。

番号4

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

面積 952 m<sup>2</sup>です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○都○○区○○丁目○○です。  
経営面積は明記のとおりです。  
利用権の設定を受ける者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番○○です。  
経営面積は明記のとおりです。  
利用目的 田です。  
期間 1年間です  
備考欄 水稲です。

番号5

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

農振区分 農用内です。

面積 2,086 m<sup>2</sup>です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1  
です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 樹園地です。

期間 20年間です

備考欄 梅です。

補足説明します。

今月は、その他、利用権の再設定は1件ありました。

新規の利用権設定計画はこの5件のみです。

また、計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。  
以上です。

議長

それでは、議案第1号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

意義なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは「可」と決定いたします。

続いて、議案第1号番号2について、ご意見ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。  
続いて、議案第1号番号3について、ご意見ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。  
続いて、議案第1号番号4について、ご意見ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。  
続いて、議案第1号番号5について、ご意見ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。

---

議長

続いて、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」  
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。  
令和4年9月12日提出 上富田町農業委員会会長 山本善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他1筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 896 m<sup>2</sup>です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 高齢により農地の維持管理が困難であるためです。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 申請地の隣地に自宅があり都合が良く、農業経営規模を拡大するためです。

備考欄 水稻です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他1筆です。

地目 登記簿は「宅地」および「雑種地」、現況は「畑」です。

農振区分 農用外です。

合計面積 269.28 m<sup>2</sup>です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○町、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 譲受人より譲り受けたいとの申し出があり、町での管理が困難であるためです。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 農業経営規模を拡大するためです。

備考欄 梅です。

以上です。

議長 それでは、議案第2号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。  
議案第2号番号2について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。

議長 続いて、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」  
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。  
令和4年9月12日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「畑」、現況は「雑種地」です。

面積 100㎡です。

申請人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、無職です。

転用目的 駐車場です。

施設等 露天駐車場 100㎡です。

転用理由 申請地は農地であるが、当初より農作業ができる環境を整備することが出来ず、休耕地となったため、駐車場として利用したく、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は、○○○○氏（補佐人 ○○○○氏）です。



水利組合同意は〇〇水利組合です。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。

すでに当該地を埋め立てたことに対して始末書が添付されているので、朗読いたしません。

「下記土地は農地であります。予てより農作業ができる環境を整える事が出来ず、休耕地となってしまう、農地法について十分な理解をしないまま、数年前に埋立て整地し、現状の雑種地として今日まで利用しております。以後、このような事がないよう農地法を遵守いたしますので、今回の農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受理くださいますよう宜しくお願い申し上げます。」とのことです。

位置図は7頁です。

補足説明します。

受付番号1の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第1種、第3種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第4条第6項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6番

6番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

番号1 農地の所在 〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 面積100㎡です。

地目は、登記簿は「畑」、現況は「雑種地」です。

転用目的は、駐車場です。

農地として環境整備することが出来ず、休耕地となったため、駐車場として利用したく、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。  
始末書が添付されているため、現地では可としています。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、議案第3号番号1につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。

-----

議長 続いて、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」  
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。  
令和4年9月12日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「田」、現況は「休耕田」です。

面積 967㎡です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、無職です。

譲受人 ○○○○氏、○○市○○ ○○番地○○、電気工事業です。

転用目的 資材置場です。

施設等 露天資材置場 967㎡です。

転用理由 譲渡人は高齢により農地の維持管理が困難となっていたところ、当該地付近において資材置場用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至った。

隣接農地同意は○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水路組合です。

盛土は最大0.63mです。

汚水及び雑排水は発生しません。  
雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。  
位置図は 8 頁です。

補足説明します。

受付番号 1 の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第 1 種、第 3 種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。  
精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6 番

6 番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

番号 1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積967㎡です。

地目は、登記簿は「田」、現況は「休耕田」です。

転用目的は、露天資材置場です。

高齢により農地の管理が困難となっていた譲渡人と資材置場用地を探していた譲受人との間で話しがまとまり本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.63mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第 4 号番号 1 について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

<p>全員</p>	<p>「異議なし」。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは「可」と決定いたします。</p> <p>-----</p>
<p>議長</p>	<p>提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p>
<p>議長</p>	<p>ないということですので、農業委員会の総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会</p> <p>令和4年9月12日</p> <p>この議事録については、事務局 大橋 一輝 が記録した。</p> <p>会 長 _____</p> <p>署名委員 5番 _____</p> <p>6番 _____</p>

※署名については、別紙原本にて行っています。